

広島県告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第三百八十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・二・三〇七号中広宇品線

三 事業施行期間

平成十一年八月三十日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし